

## 今後の工事計画手続きについて

### 1. 特定重大事故等対処施設の供用開始後における設工認手続きについて

- 特定重大事故等対処施設（以下「ES」という）の供用開始後に実施する工事に関する工事計画手続きについては、別表1に従い、認可／届出を判断する。この場合、設計基準対象施設（以下「DB」という）と重大事故等対処施設（ES 除く）（以下「SA」という）で兼用するものについては、同一工事で同一の手続きとなる場合は、DB・SA・ES で1つの工事計画として「認可申請」又は「届出」を実施するものとする。
- なお、ESに係る工事計画の公開については、これまでの設置許可・工認においても申請設備がESに属していることが類推されない範囲で公開してきたことから、DB・SA・ES で1つの工事計画とした場合であっても、可能な限り公開することとする。（別紙1参照）

### 2. 玄海原子力発電所における蒸気発生器保管庫共用化に係る工事計画手続きについて

- 玄海原子力発電所の蒸気発生器保管庫については、現在、1号設備、1,2号機共用であるが、新規規制基準に適合させるため、当該保管庫を3号設備、1,2,3号機共用とした上で、火災防護設備の火災区域・区画構造物としての登録や通信連絡設備の設置等を行う計画としている。なお、当該保管庫は、設置許可においても3号機の設備として1,2,3号機で共用する手続きを行っている。（別紙2参照）
- 蒸気発生器保管庫として、新規規制基準に適合するための手続きであることを踏まえ、工認手続きガイドの「新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続きが必要」を適用し、「認可申請」を実施する。
- なお、本工事後においては、蒸気発生器保管庫としても新規規制基準への適合が確保できることから、以降の工事計画の手続きについては、別表第1に従い、認可／届出を判断していくこととなる。

#### 【参考】

- ・廃棄物貯蔵施設に対する、火災防護設備の火災区域・区画構造物登録のための要目表変更や通信連絡設備の設置に係る基本設計方針の変更等は「認可」
- ・廃棄物貯蔵施設共用化のための要目表の変更は「届出」

#### <工認手続きガイド抜粋>

#### C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、**新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続きが必要**となる。…

特定重大事故等対処施設の供用開始後の工事に係る設計及び工事計画認可(届出)申請の公開について

1. はじめに

特定重大事故等対処施設（以下「ES」という）の供用開始後に実施する工事に関する工事計画手続きにおいて、申請設備が設計基準対象施設（以下「DB」という）と重大事故等対処施設（ES 除く）（以下「SA」という）に加え ES の機能も兼用する場合は、ES に属する設備であることが類推されるおそれがある工事計画の内容は非公開とする必要があるが、従来公開してきた DB・SA の情報も含まれることから、書類構成について以下のとおり検討した。

2. 検討内容

●DB・SA と ES の機能を兼用する設備の工事計画書において、公開性に着目した場合の書類構成は、以下の 4 ケースが考えられる。

- ①申請書は DB・SA・ES をまとめて 1 本とし、ES に係る記載に部分マスキングを施す。
- ②申請書は DB・SA・ES をまとめて 1 本とし、申請書一式を非公開とする。
- ③申請書は DB・SA で 1 本、ES で 1 本の合計 2 本（※）とし、ES に係る記載に部分マスキングを施す。
- ④申請書は DB・SA で 1 本、ES で 1 本の合計 2 本（※）とし、ES の申請書一式を非公開とする。

※同一工事で同一の手続きの場合に、工事計画書を分割する要求はない。

●以下に、各パターンのメリット・デメリット、課題を整理した。

検討ケース	申請書	公開方法	検討内容		評価			備考
			メリット	デメリット	申請内容の確認 ○:容易 ×:複雑	マスキング ○:容易 ×:複雑	情報の透明性 ○:高 ×:低	
①	1 本	DB・SA・ES 工事計画 部分マスキング <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB・SA・ES の申請内容を一貫して確認できる。</li> <li>・DB・SA・ES の申請内容について可能な範囲で最大限公開できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスキングが複雑になる。</li> <li>・DB・SA 側との記載の兼ね合いから ES であることが類推されるリスクがあるため、ES 工事計画側は広範囲のマスキングになってしまう。マスキングの範囲次第で公開の意味が無くなる(何の申請かわからなくなる)。</li> <li>・審査会合が非公開となる。</li> </ul>	○	×	○	審査会合については、申請内容に ES の情報が含まれているため通常であれば非公開となるが、必要に応じて DB・SA と ES の内容を分けて審査会合に諮るなどの対応が必要。
②	1 本	DB・SA・ES 工事計画 一式非公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB・SA・ES の申請内容を一貫して確認できる。</li> <li>・DB・SA 側との記載の兼ね合いから ES であることを類推されるおそれがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の透明性が損なわれていると指摘を受けるリスクがある。</li> <li>・審査会合が非公開となる。</li> </ul>	○	○	×	
③	2 本	DB・SA 工事計画 部分マスキング <sup>※2</sup> ES 工事計画 部分マスキング <sup>※3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB・SA・ES の申請内容について可能な範囲で最大限公開できる。</li> <li>・DB・SA の審査会合については公開可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB・SA 工事計画と ES 工事計画の申請内容をそれぞれ確認する必要があり、審査が複雑となる可能性がある。</li> <li>・マスキングが複雑になる。</li> <li>・DB・SA 側との記載の兼ね合いから ES であることが類推されるリスクがあるため、ES 工事計画側は広範囲のマスキングになってしまう。マスキングの範囲次第で公開の意味が無くなる(何の申請かわからなくなる)。</li> </ul>	×	×	○	同一工事で同一の手続きの場合に、工事計画書を分割する要求はない。
④	2 本	DB・SA 工事計画 部分マスキング <sup>※2</sup> ES 工事計画 一式非公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ES 工事計画を一式非公開とすることから、ES であることを類推されるリスクは低い。</li> <li>・DB・SA の審査会合については公開可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスキングが複雑になる。</li> <li>・ES 工事計画について、情報の透明性が損なわれていると指摘を受けるリスクがある。</li> </ul>	×	○	×	

※ 1 PP・商業機密情報+ES に係る秘匿情報をマスキング<sup>g</sup> ※ 2 PP・商業機密情報をマスキング<sup>g</sup> ※ 3 ES に係る秘匿情報をマスキング<sup>g</sup>

3. 検討結果

ES の供用開始後において、DB・SA と ES の機能を兼用する設備の工事に係る設計及び工事計画認可(届出)申請については、審査会合への諮り方について工夫が必要であるものの、法令要求に従いつつ一定程度の公開性も確保できる、検討ケース①(工事計画を 1 本とし ES に係る記載に部分マスキングを施す)にて手続きを実施する。

原 発 本 第 113 号  
令和元年10月8日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
申請者名 九州電力株式会社  
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 弘

平成22年2月8日付け原発本第326号をもちまして申請（平成22年11月24日付け原発本第184号、平成31年1月22日付け原発本第266号で一部補正）いたしました玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

#### 記

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を別添のとおり一部補正する。

### 三、変更の内容

昭和45年12月10日付け45原第7661号をもって設置許可を受け、別紙1のとおり設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を別紙2のとおり改める。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

### 四、変更の理由

- (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
- (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を3号炉及び4号炉共用とする。
- (3) 蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用、既設）を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

### 五、工事計画

使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更（3号炉）に伴う工事の計画は別紙3のとおりである。

なお、3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備の共用化（1号、2号、3号及び4号炉共用）、4号炉の使用済燃料

ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、(3) 固体廃棄物の廃棄設備の記述を以下のとおり変更する。

A. 3 号 炉

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

(i) 構造

固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮廃液等のセメント固化装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ（1号、2号、3号及び4号炉共用）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、雑固体溶融処理設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、使用済樹脂貯蔵タンク（1号、2号、3号及び4号炉共用）、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）、蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。

濃縮廃液等は固化材（セメント）とともにドラム詰めを行い貯蔵保管する。

雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容、焼却処理又は溶融処理後、ドラム詰め等を行うか、固化材（セメント）とともにドラム詰めを行うか又は固型化材（モルタル）を充てんしてドラム詰めを行い貯蔵保管する。

洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後ドラム詰